

**令和3～5年度  
堺市建設工事、測量・建設コンサルタント  
入札参加資格審査追加申請要領**

令和3～5年度堺市建設工事及び建設工事に関する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務（以下「測量・建設コンサルタント」という。）に係る入札参加資格審査追加申請の受付を次の内容により行います。

## 1. 資格要件

申請者は次の全ての要件に該当していることが必要です。

- (1) 資格審査基準日（令和5年6月30日）現在において、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定。以下「登録要綱」という。）別表第1又は別表第2に掲げる競争入札に参加を希望する業種（以下「希望業種」という。）の属する区分について引き続き1年以上営業を行っていること。
- (2) 建設工事を申請する者は、希望業種について次のアからウまでの全ての要件に該当していること。
  - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていること。
  - イ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項の審査を受けており、かつ、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の通知を受けていること。
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。  
(希望業種の種類及び必要な許可は「2. 受付対象業種」を参照してください。)
- (3) 測量・建設コンサルタントを申請する者は、希望業種について営業を行うに当たって必要な登録を受けていること。  
(希望業種の種類及び必要な登録は「2. 受付対象業種」を参照してください。)
- (4) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、本市が課税する市税を滞納していないこと。
- (5) 次のアからウまでの事項のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (6) 本市の入札及び契約等において、次のアからキまでの事項のいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから3年を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - キ 前のアからカまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから3年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと

き。

- (7) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条の2に規定する入札参加除外者又は同要綱第5条第2号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者でないこと。

## 2. 受付対象業種

### ○建設工事

希望業種	必要な建設業許可・経営事項審査結果	工事内容の例示
土木工事	土木工事業	一般土木、道路、開削、推進、シールド、河川、造成、港湾、トンネル、土壤改良、管更生・修繕、その他土木
建築工事	建築工事業	R C 造、S R C 造、S 造、木造、プレハブ、外壁、文化財改修、アスベスト対策、その他建築
電気工事	電気工事業	電気設備、照明、高圧ケーブル、信号設備、重電機、バッテリー、送配電線、受変電設備、太陽光発電設備、その他電気設備
管工事	管工事業	給排水衛生設備、給水装置、空調設備、L P ガス、都市ガス、浄化槽、厨房設備、冷凍冷蔵設備、ダクト、その他配管
舗装工事	舗装工事業	アスファルト舗装、セメント・コンクリート舗装、インターロッキング、その他舗装
造園工事	造園工事業	植栽、公園整備
水道施設工事	水道施設工事業	取水・浄水・配水施設（配水管を含む。）、下水処理設備
その他工事（※）	大工工事業	大工、型枠、造作
	左官工事業	左官、モルタル、モルタル防水、吹付け、その他左官
	とび・土工工事業	遊具、体育施設、コンクリート橋（P C 橋・R C 橋）、ネット・フェンス、道路標識設置等、足場等仮設、コンクリート工作物、くい打ち、土砂等の掘削、その他とび
	石工事業	石積み（張り）、コンクリートブロック積み（張り）
	屋根工事業	屋根
	タイル・れんが・ブロック工事業	築炉、タイル張り、レンガ、コンクリートブロック積み（張り）
	鋼構造物工事業	鉄骨、鋼橋、水門・ゲート、鉄塔、貯蔵用タンク、その他鋼構造物
	鉄筋工事業	鉄筋
	しゅんせつ工事業	しゅんせつ
	板金工事業	板金
	ガラス工事業	ガラス
	塗装工事業	塗装、路面表示等、アスベスト対策
	防水工事業	アスファルト防水、モルタル防水、シート防水、シーリング、塗膜防水、注入防水、その他防水
	内装仕上工事業	内装、畳、カーペット、床仕上、ふすま、天井仕上、壁張り、防音、アスベスト対策
	機械器具設置工事業	エレベータ設備、クレーン、計装機器、マンホールポンプ制御盤、ポンプ設備、集塵機器、舞台装置、立体駐車設備、その他機械設置
	熱絶縁工事業	熱絶縁
	電気通信工事業	放送設備、電話設備、テレビ共聴設備、無線設備、データ通信設備、音響設備、その他通信設備
	さく井工事業	さく井、さく孔、掘削
	建工具事業	建具、サッシ、シャッター、自動ドア、ふすま、その他建具
	消防施設工事業	火災報知設備、消火栓設置、スプリンクラー設置、排煙設備、避難設備、その他消火設備
	清掃施設工事業	ごみ処理施設、し尿処理施設
	解体工事業	解体・除却

※「その他工事」については、「必要な建設業許可・経営事項審査結果」（大工工事業～解体工事業）のうちのいずれかを有していれば申請可能です。

## ○測量・建設コンサルタント

希望業種	必要な登録	業務内容の例示
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程に基づく登録	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
測量業務	測量法に基づく登録	測量、地図測量、航空測量、特殊測量
地質調査業務	地質調査業者登録規程に基づく登録	陸上ボーリング、河川・海上ボーリング
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程に基づく登録	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
建築設計業務	建築士法に基づく登録	建築一般、意匠、構造、建築監理
設備設計業務		電気、冷暖房、衛生、設備監理
造園設計業務		造園

## ○希望業種についての注意事項

- (1) 希望業種については2業種まで申請できます。ただし、「建設工事」の業種と「測量・建設コンサルタント」の業種を併せて希望できません。
- (2) 次の組合せは希望できません。  
「土木工事と舗装工事」、「土木工事と造園工事」、「建築工事と電気工事」、「建築工事と管工事」、「電気工事と管工事」
- (3) 希望業種は年度途中に変更することはできません。
- (4) 第1希望業種のみを申請し、第2希望業種を「なし」とした場合においては、審査結果の通知後、当該年度内に、第2希望業種の追加を行うことが可能です。ただし、建設工事のうち、その他工事以外の業種を追加する場合は、その業種の等級格付は行わないため、追加した年度内は、原則として予定価格が250万円を超える競争入札に参加できません。(各局で行われる予定価格250万円以下の少額随意契約で、等級区分(格付)を業者選定条件としないものについては、見積合わせの対象業者となる可能性があります。)

## 3. 申請の時期等

○申請日時 令和5年6月1日から令和5年6月30日まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前8時から午後8時まで

## ○申請方法

インターネットを利用して「堺市電子調達・電子登録ポータルサイト」のページから「電子登録システム」にログインし、申請入力画面に必要事項を入力・送信（電子申請）した後、速やか（1週間以内）に申請に必要な書類を「提出書類郵送用宛名ラベル」を使用し、郵送にて提出してください。

※必要な書類を提出したとしても、電子申請を行わなければ申請が完了したことにはならず、登録が認められません。

「堺市電子調達・電子登録ポータルサイト」アドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/system/index.html>

※「電子登録システム」の操作方法等についての電話でのお問合せは「電子調達・電子登録ヘルプデスク（電子調達センター）」(P.9参照)にお願いします。また、操作マニュアルは「堺市電子調達・電子登録ポータルサイト」に掲載しています。

## 4. 申請に当たっての注意事項

- (1) 資格審査基準日は、令和5年6月30日とします。
- (2) 申請の際に必要な各種証明書は、令和5年3月30日以降に発行されたものに限ります。  
ただし、国税の納税証明書については、令和5年6月1日以降に発行されたものに限ります。
- (3) 電子登録システムの申請手順については電子登録システム操作マニュアル等熟読の上、申請手続を行ってください。
- (4) 堺市では、建設工事等入札参加資格審査申請受付事務を契約課で統一して行っていますので、新たに他部局（上下水道局等）へ入札参加資格の審査を申請する必要はありません。
- (5) 提出書類及び堺市との契約に関する情報は法令等に基づいて公開することがあります。
- (6) 申請に要する費用は申請者の負担とします。また、提出書類の返却は一切行いません。

## 5. 申請に必要な書類

### ○建設工事を希望する場合

インターネットからの申請手続の後、速やか（1週間以内）にNo.1～No.12をA4クリアファイルに挟んで提出してください。なお、申請に必要な書類の提出がない場合は、資格審査を行いません。

No. 1	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）又は登記簿謄本（複写可） ・ <u>令和5年3月30日以降に発行されたもの</u>
	個人	誓約書（本市指定用紙） ・次に掲げる要件に該当する者でないことの誓約書 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
No. 2	法人	印鑑証明書（原本） ・ <u>令和5年3月30日以降に発行されたもの</u>
	個人	印鑑登録証明書（原本） ・法人の場合は法務局が、個人の場合は市区町村長が発行するもの
No. 3	納税証明書（国税）（複写可） ・ <u>令和5年6月1日以降に発行されたもの</u> ・納税義務が無い場合でも証明書は発行されます。	
	法人	納税証明書その3の3 （「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明）
	個人	納税証明書その3の2 （「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明）
No. 4	同意書（市税）（本市指定用紙） ・納税義務の有無に関わらず、また、堺市内の営業所の有無に関わらず、提出が必要です。 市民税（個人の市民税（普通徴収及び特別徴収）・法人の市民税）、固定資産税（土地・家屋・償却資産）、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、市たばこ税及び入湯税	

No. 5	<p><b>建設業許可証明書又は国土交通省ホームページ「建設業・宅建業者等企業情報検索システム」に掲載されている建設業者の詳細情報を印刷したもの（複写可）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可証明書にあっては、<u>令和5年3月30日以降発行の有している建設業許可が全て記載されたもの</u></li> <li>・建設業許可の新規申請等により建設業許可行政庁から令和5年3月30日以降に建設業許可通知書を受理し、当該通知に有している建設業許可が全て記載されている場合に限っては、当該建設業許可通知書でも可</li> <li>・建設業者の詳細情報を印刷したものにあっては、<u>令和5年3月30日以降にシステムから出力したもので、有している全ての建設業許可が確認できるもの</u></li> </ul> <p>国土交通省ホームページ「建設業・宅建業者等企業情報検索システム」 URL (<a href="https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/">https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/</a>)</p>				
No. 6	<p><b>建設業許可申請書（受付済）及び別紙二営業所一覧表の写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可申請書の建設業許可行政庁の受付印が押印されているページ（次の様式第1号又は別紙二（営業所一覧表）に押印されている場合は不要）</li> <li>・建設業許可申請書の様式第1号（第2条関係）</li> <li>・建設業許可申請書の別紙二（営業所一覧表）</li> </ul> <p>※商号又は名称、代表者、所在地、業種等に変更があった場合は、その変更内容がわかる書類（変更届出書等）も併せて提出すること。</p>				
No. 7	<p><b>登録要綱別表第1に掲げる業種の属する区分に係る1年以上の営業を証明するものの写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 5の建設業許可証明書等又はNo. 6の建設業許可申請書等において、許可年月日から令和5年6月30日までの間で、1年以上経過していることが確認できない場合に提出</li> <li>・建設工事（希望業種を問わない。）について、<u>令和4年7月1日以前に営業していたこと</u>が確認できる書類として契約書、見積書、納品書等の提出が必要です。</li> </ul>				
No. 8	<p><b>雇用保険適用事業所設置届事業主控（受理済）の写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年12月1日以降の決算に基づく最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「有効な経審」という。）における「その他の審査項目（社会性等）」において、雇用保険の加入の有無について「無」とされており、その後、当該保険に加入了の場合又は有効な経審を受けていない場合に提出（法令により適用除外とされる事業者は除く。）</li> <li>・公共職業安定所が発行するもの</li> </ul> <p><b>健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書（複写可）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な経審における「その他の審査項目（社会性等）」において、健康保険及び厚生年金保険のいずれかのうち、加入の有無について「無」とされており、その後、当該保険に加入了の場合又は有効な経審を受けていない場合に提出（法令により適用除外とされる事業者は除く。）</li> <li>・有効な経審を受けている場合にあっては、有効な経審の審査基準日以降に、有効な経審を受けていない場合にあっては、<u>令和3年12月1日以降に発行されたもの</u></li> <li>・年金事務所が発行するもの</li> </ul> <p><b>社会保険に関する報告書（本市指定用紙）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な経審を受けていない場合で雇用保険、健康保険又は厚生年金保険への加入が法令により適用除外とされる場合に提出</li> </ul>				
No. 9	<table border="1"> <tr> <td>本店を契約先とする場合</td> <td> <p><b>使用印鑑届（本市指定用紙）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用印鑑を鮮明に押印すること。</li> <li>・実印と使用印が同じ場合でも必要です。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>本店以外を契約先とする場合</td> <td> <p><b>使用印鑑届兼委任状（本市指定用紙）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用印鑑を鮮明に押印すること。</li> <li>・委任先については、建設業法第3条第1項に基づく「従たる営業所」であり、当該営業所で希望業種の許可を有することが必要です。</li> </ul> </td> </tr> </table>	本店を契約先とする場合	<p><b>使用印鑑届（本市指定用紙）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用印鑑を鮮明に押印すること。</li> <li>・実印と使用印が同じ場合でも必要です。</li> </ul>	本店以外を契約先とする場合	<p><b>使用印鑑届兼委任状（本市指定用紙）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用印鑑を鮮明に押印すること。</li> <li>・委任先については、建設業法第3条第1項に基づく「従たる営業所」であり、当該営業所で希望業種の許可を有することが必要です。</li> </ul>
本店を契約先とする場合	<p><b>使用印鑑届（本市指定用紙）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用印鑑を鮮明に押印すること。</li> <li>・実印と使用印が同じ場合でも必要です。</li> </ul>				
本店以外を契約先とする場合	<p><b>使用印鑑届兼委任状（本市指定用紙）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用印鑑を鮮明に押印すること。</li> <li>・委任先については、建設業法第3条第1項に基づく「従たる営業所」であり、当該営業所で希望業種の許可を有することが必要です。</li> </ul>				

No. 10	国際標準化機構（以下「ISO」という。）審査登録証及び付属書の写し ・堺市内に本店を有する場合に提出 ・本市との契約先となる本店で、ISOの規格9001、14001の認証のうちいずれかを取得している場合に提出
No. 11	令和5年6月1日現在の障害者雇用状況報告書（受付済）の写し ・堺市内に本店を有する場合に提出 ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条の報告義務を有する事業主に該当する場合で法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合に提出 障害者の雇用状況報告書兼誓約書（本市指定用紙） ・堺市内に本店を有する場合に提出 ・障害者雇用促進法第43条の報告義務を有する事業主に該当しない場合で令和5年6月1日現在で障害者雇用促進法第2条に該当する障害者を雇用している場合に提出
No. 12	営業所所在地等報告書兼調査同意書（本市指定用紙） ・堺市内に本店、支店、営業所等を有する場合に提出 ・本市との契約先にならない場合であっても、建設業法第3条第1項に基づく「従たる営業所」を堺市内に有する場合は提出が必要です。

※経営事項審査について

- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出は不要ですが、有効な経審を受けていることが必要となります。

○測量・建設コンサルタントを希望する場合

インターネットからの申請手続の後、速やか（1週間以内）にNo.1～No.8をA4クリアファイルに挟んで提出してください。なお、申請に必要な書類の提出がない場合は、資格審査を行いません。

No. 1	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）又は登記簿謄本（複写可） ・令和5年3月30日以降に発行されたもの
	個人	誓約書（本市指定用紙） ・次に掲げる要件に該当する者でないことの誓約書 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
No. 2	法人	印鑑証明書（原本） ・令和5年3月30日以降に発行されたもの
	個人	印鑑登録証明書（原本） ・法人の場合は法務局が、個人の場合は市区町村長が発行するもの
No. 3	法人	納税証明書（国税）（複写可） ・令和5年6月1日以降に発行されたもの ・納税義務が無い場合でも証明書は発行されます。
	法人	納税証明書その3の3 （「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明）
	個人	納税証明書その3の2 （「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明）
No. 4	同意書（市税）（本市指定用紙）	・納税義務の有無に関わらず、また、堺市内の営業所の有無に関わらず、提出が必要です。 市民税（個人の市民税（普通徴収及び特別徴収）・法人の市民税）、固定資産税（土地・家屋・償却資産）、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、市たばこ税及び入湯税

No. 5	<p><b>登録証明書（複写可）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の営業上必要とする登録証明書等</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th><th>必要な登録証明書等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務</td><td> 直前の決算に基づくもので、国土交通省の確認印が押印された各登録規程に基づく現況報告書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>建設コンサルタント業務及び地質調査業務については、様式第16号</li> <li>補償コンサルタント業務については、様式第14号</li> <li>現況報告書に記載されている内容（商号又は名称、代表者、所在地、登録部門等）に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類（変更届出書等）を併せて提出</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>建築設計業務</td><td> 建築士法に基づく建築士事務所登録証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>本市との契約先となる本店、支店、営業所等に係るもので、令和5年3月30日以降に発行されたもの</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>測量業務</td><td> 測量法に基づく測量業者登録証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月30日以降に発行されたもの</li> <li>測量業者登録申請書第一面及び別紙</li> <li>測量業者登録申請書第一面及び別紙に記載されている内容に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類（測量業者変更登録申請書等）を併せて提出</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p>※設備設計業務及び造園設計業務の提出書類はありません。</p>		業種	必要な登録証明書等	建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	直前の決算に基づくもので、国土交通省の確認印が押印された各登録規程に基づく現況報告書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>建設コンサルタント業務及び地質調査業務については、様式第16号</li> <li>補償コンサルタント業務については、様式第14号</li> <li>現況報告書に記載されている内容（商号又は名称、代表者、所在地、登録部門等）に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類（変更届出書等）を併せて提出</li> </ul>	建築設計業務	建築士法に基づく建築士事務所登録証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>本市との契約先となる本店、支店、営業所等に係るもので、令和5年3月30日以降に発行されたもの</li> </ul>	測量業務	測量法に基づく測量業者登録証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月30日以降に発行されたもの</li> <li>測量業者登録申請書第一面及び別紙</li> <li>測量業者登録申請書第一面及び別紙に記載されている内容に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類（測量業者変更登録申請書等）を併せて提出</li> </ul>		
業種	必要な登録証明書等											
建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	直前の決算に基づくもので、国土交通省の確認印が押印された各登録規程に基づく現況報告書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>建設コンサルタント業務及び地質調査業務については、様式第16号</li> <li>補償コンサルタント業務については、様式第14号</li> <li>現況報告書に記載されている内容（商号又は名称、代表者、所在地、登録部門等）に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類（変更届出書等）を併せて提出</li> </ul>											
建築設計業務	建築士法に基づく建築士事務所登録証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>本市との契約先となる本店、支店、営業所等に係るもので、令和5年3月30日以降に発行されたもの</li> </ul>											
測量業務	測量法に基づく測量業者登録証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月30日以降に発行されたもの</li> <li>測量業者登録申請書第一面及び別紙</li> <li>測量業者登録申請書第一面及び別紙に記載されている内容に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類（測量業者変更登録申請書等）を併せて提出</li> </ul>											
No. 6	<p>登録要綱別表第2に掲げる業種の属する区分に係る1年以上の営業を証明するものの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>No. 5の登録証明書又は現況報告書等において、営業上の登録年月日から令和5年6月30日までの間で、1年以上経過していることが確認できない場合に提出</li> <li>測量・建設コンサルタント（希望業種を問わない。）について、令和4年7月1日以前に営業していたことが確認できる書類として契約書、見積書、納品書等の提出が必要です。</li> </ul>											
No. 7	<p>本店を 契約先と する場合</p>	<p>使用印鑑届（本市指定用紙）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用印鑑を鮮明に押印すること。</li> <li>実印と使用印が同じ場合でも必要です。</li> </ul>										
	<p>本店以外を 契約先と する場合</p>	<p>使用印鑑届兼委任状（本市指定用紙）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用印鑑を鮮明に押印すること。</li> <li>委任先については以下の要件が必要です。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th><th>委任先にできる場合の要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務</td><td>当該営業所において各登録規程に基づき登録（現況報告書の「その他の営業所」として、記載されるもの）を受けており、専任の職員を置いていること。</td></tr> <tr> <td>建築設計業務</td><td>当該営業所において建築士事務所登録をしており、専任の職員を置いていること。</td></tr> <tr> <td>測量業務</td><td>測量法に基づき登録された「その他の営業所」であり、専任の職員を置いていること。</td></tr> <tr> <td>設備設計業務 造園設計業務</td><td>当該営業所において、専任の職員を置いていること。</td></tr> </tbody> </table>	業種	委任先にできる場合の要件	建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	当該営業所において各登録規程に基づき登録（現況報告書の「その他の営業所」として、記載されるもの）を受けており、専任の職員を置いていること。	建築設計業務	当該営業所において建築士事務所登録をしており、専任の職員を置いていること。	測量業務	測量法に基づき登録された「その他の営業所」であり、専任の職員を置いていること。	設備設計業務 造園設計業務	当該営業所において、専任の職員を置いていること。
業種	委任先にできる場合の要件											
建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	当該営業所において各登録規程に基づき登録（現況報告書の「その他の営業所」として、記載されるもの）を受けており、専任の職員を置いていること。											
建築設計業務	当該営業所において建築士事務所登録をしており、専任の職員を置いていること。											
測量業務	測量法に基づき登録された「その他の営業所」であり、専任の職員を置いていること。											
設備設計業務 造園設計業務	当該営業所において、専任の職員を置いていること。											
No. 8	<p>営業所所在地等報告書兼調査同意書（本市指定用紙）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堺市内に本店、支店、営業所等を有する場合に提出</li> <li>本市との契約先にならない場合であっても、希望業種（設備設計業務及び造園設計業務を除く。）に係る各規程や法律に基づく営業所を堺市内に有する場合は提出が必要です。</li> </ul>											

## 6. 有効な経審について

建設工事を希望する場合、令和3年12月1日以降の決算に基づく経営事項審査を受け、かつ、総合評定値の通知を受けていることが必要です。

## 7. 申請後の予定

### (1) 登録について

申請が完了した方については、資格審査の上、適格と認めた場合にのみ、令和5年10月1日付けて本市に登録いたします。なお、その結果については令和5年9月下旬に電子メールにて通知します。

※建設工事を希望する場合、有効な経審を受けていることが必要となります。審査基準日において有効な経審を受けていない場合であっても、経審以外の資格要件に該当している場合は、申請手続は行えますが、有効な経審を受けていることが確認できるまでの間、入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）として登録することを保留します。また、令和5年11月15日までに有効な経審を受けていることが確認できない場合は申請を無効とします（無効とされた場合は再度、申請手續が必要ですのでご注意ください。）。

なお、有効な経審を確認する際に、「1. 資格要件」の要件に該当していないことが判明した場合は、有資格者として登録することができません。

（有効な経審については「6. 有効な経審について」を参照してください。）

### (2) 税の滞納について

税の滞納がある場合は、有資格者として登録することができません。

### (3) 登録の有効期間について

登録の有効期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとなります。

### (4) 格付について

建設工事のうち、土木、建築、電気、管、舗装、造園及び水道施設工事を希望する方については、原則として令和5年6月30日現在で最新の有効な経審（通知日が令和5年6月30日以前のもの）に基づいて等級格付を行います。なお、格付の結果については登録の結果とは別に、令和5年9月下旬に電子メールにて通知します。

（有効な経審については「6. 有効な経審について」を参照してください。）

### (5) 申請内容の変更について

申請後に申請内容に変更が生じたときは、登録日以降に、速やかに堺市電子登録システムから変更申請を行ってください。

### (6) 営業所実態調査について

本市に営業所を有する方については、営業所所在地等報告書兼調査同意書に基づき、営業所の実態について調査を行います。

### (7) WTO（世界貿易機関）政府調達協定に基づく一般競争入札案件（以下「WTO案件」という。）の入札参加について

WTO案件の入札に参加するには、追加申請とは別にWTO案件用の資格審査申請が必要となります。この追加申請で有資格者として登録された場合は、原則、その登録業種については、WTO案件の参加資格があるものとみなし、WTO案件用の資格審査申請は不要とします。（登録業種以外の業種の入札に参加する場合は、別途申請が必要です。）なお、WTO案件に参加するための入札参加資格要件、申請方法等については当該案件の発注が見込まれる年度ごとに公示（案内）します。

## 8. 資格の取消し

(1) 入札参加資格の審査に係る申請（申請に必要な書類を含む。）に虚偽の申告があった場合、廃業した場合、「1. 資格要件(2)ア、(3)、(5)、(6)」に該当しなくなった場合は、入札参加資格を取り消します。

(2) (1)のほか、資格要件に欠格が生じた場合は入札参加資格を取り消すことがあります。

## 9. 登録後の予定

(1) 登録後、発注される一般競争入札（予定価格が250万円を超える建設工事又は予定価格が100万円を超える工事関連業務）への参加が可能となります。一般競争入札の発注情報は、毎月月初めに堺市入札情報公開システムにて公表しますので、資格要件等諸条件を御確認の上、各自で参加申請を行ってください。

(2) 一般競争入札は全て電子入札となりますので、参加申請に当たっては、事前に電子入札コアシステム対応認証局（本市が指定する者に限る。）が発行するICカードを入手し、本市電子調達システムへの利用登録を完了させておく必要があります。

## 10. 問合せ及び提出先

### ○電子登録システムの操作方法等についての問合せ

電子調達・電子登録ヘルプデスク（電子調達コールセンター）

電話：0570-011-311（ナビダイヤル）

受付時間：平日 午前9時から午後6時まで

### ○入札参加資格等についての問合せ

堺市 財政局 契約部 契約課

電話：072-228-7472（直通）

FAX：072-228-7289

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

### ○申請に必要な書類の提出先（郵送のみ）

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所本館8階

堺市 財政局 契約部 契約課